

川崎市上下水道局事業損失処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局において発注する工事（以下「発注工事」という。）の施行に伴う事業損失の処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業損失」とは、発注工事に起因して建物、工作物等（以下「建物等」という。）に生じた不可避的な損害（建物等を従前の状態に修復することが困難な場合を除く。）をいう。

2 この要綱において「費用負担」とは、建物等を従前の状態に修復するために通常必要とする費用の補償をいう。

(事業損失の説明)

第3条 事業損失が発生した場合の措置及び費用負担の手続等については、建物等の使用者、所有者その他の利害関係人（以下「住民等」という。）に対し、発注工事を施行する前に説明するものとする。

(事前調査等)

第4条 発注工事を施行する前の建物等の状態を把握するため、別に定めるところに従って調査（以下「事前調査」という。）を行うものとする。

2 事前調査を行う場合は、住民等に立会いを求めるものとする。

3 事前調査の結果、発注工事を施行する前に予防措置を講ずることによって、建物等の損傷を防止し、又は軽減することができると認めた場合は、予防措置を講じるものとする。

(施行中の措置)

第5条 住民等から、発注工事の施行中に建物等に損傷が発生した旨の申出を受けた場合は、当該申出に係る建物等について、損傷の程度、発生原因等の

調査を遅滞なく行い、調査の結果を当該申出者に通知するものとする。

- 2 前項の調査の結果、建物等の損傷が発注工事の施行に因るものと認めるときは、発注工事に係る施行状況の調査を行うものとする。

第6条 前条第1項及び第2項の調査の結果、建物等の損傷が発注工事の施行に因るものと認める場合において、住民等から応急措置の申出を受けたときは、遅滞なく応急措置を講じるものとする。

- 2 前項の応急措置が完了したときは、住民等に対し、応急措置が完了していることの確認を求めるものとする。

- 3 第1項の応急措置の申出は、発注工事の完了の時までに行うものとする。

(事後調査等)

第7条 発注工事が完了したときは、住民等に対し発注工事の完了の通知をするとともに、住民等の求めに応じ、発注工事の完了後の建物等の状態を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行わなければならない。

- 2 事後調査を行う場合は、住民等に立会いを求めるものとする。

- 3 事後調査が完了したときは、住民等に当該調査の結果を説明し、発注工事に因る建物等の損傷があると認めた場合は、住民等に当該損傷に対する費用を請求させるものとする。

- 4 第5条及び第6条の規定は、事後調査を行う場合に準用する。

(費用負担)

第8条 前条第3項に規定する請求を受けた場合は、速やかに費用負担に係る額を算定しなければならない。

- 2 建物等の損傷が発生した原因について、発注工事とそれ以外の工事とが複合していると認めるときは、当該工事の施行者と協議して、費用負担に係る額を算定するものとする。

(補償審査委員会)

第9条 発注工事と建物等の損傷との間の因果関係及び費用負担に係る額については、補償審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を受けなければならない。

2 委員会の所掌事務及び組織等については、委員会を所管する部の長が別に定める。

（協議）

第10条 委員会の審議により、費用負担に係る額が決定した場合は、費用負担について住民等に対し、協議を申し入れるものとする。

2 前項に規定する協議が成立したときは、費用負担に係る契約を締結し、支払の手続をするものとする。

3 第1項に規定する協議の期限は、協議を申し入れた日以後1年を経過した日までとするものとする。

（適用除外）

第11条 建物等の損傷が発注工事の受注者の故意又は過失に因ることが判明した場合には、この要綱は、適用しない。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（川崎市上下水道局工事損害審査委員会設置要綱の廃止）

2 川崎市上下水道局工事損害審査委員会設置要綱（平成25年3月29日24川上総庶第1528号）は、廃止する。